

# 戦後 80 年沖縄の工芸企画展事業委託業務に係る 企画提案仕様書

## 1 委託事業名

戦後 80 年沖縄の工芸企画展事業委託業務

## 2 事業実施期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 2 日まで

## 3 目的及び事業概要

琉球王朝時代から育まれた本県伝統工芸産業は、沖縄戦により、歴史的、文化的価値を喪失しかねない重大な危機に直面した。その中で、戦火を生き延びた職人らが中心となり、復興・再生に尽力した結果、今日まで途絶えることなく本県の伝統工芸技術を受け継ぎ、戦後復興の一翼をになってきた。一方、近年における本県伝統工芸産業は、生産額、従事者ともに、昭和 57 年をピークに減少傾向が続いており、産業として維持発展させていくには厳しい状況にある。

よって、戦後 80 周年の節目に、あらためて本県伝統工芸産業の振興を図るべく、企画展を実施し、戦後からの復興の軌跡や、伝統工芸品の魅力を広く県民に発信する。

### (1) 企画展の実施

ア 本県工芸産業における、戦前から戦後復興までの歴史を追った企画展を実施する。

イ 企画展において、各工芸産地より工芸品等を収集し展示する。

### (2) 企画展における開会セレモニー、及びステージイベントの開催

ア 企画展の開会セレモニーを行う。

イ 本県伝統工芸品に精通する著名人を招いたステージイベントを実施する。

※本事業における工芸品とは、国指定伝統的工芸品または県指定伝統工芸製品（喜如嘉の芭蕉布、知花花織、読谷山花織・読谷山ミンサー、琉球びんがた、首里織、琉球絣・南風原花織、久米島紬、宮古上布、八重山上布、八重山ミンサー、与那国織、三線、壺屋焼、琉球漆器、琉球ガラス）をいう。

## 4 提案総額の上限

金 16,473,000 円 以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限であり契約金額ではない。

## 5 委託業務内容

事業受託者は、以下に掲げる業務を行うものとする。

### (1) 事業実施のために必要な人員の配置

工芸企画展業務（以下「本業務」という。）を実施するため、本県工芸品に関する幅広い知識、支援経験、情報、人的ネットワークを有し、効果的に業務を実施することができる十分な人員を配置すること。また、業務を総括・管理する担当者を 1 名以上配置

すること。

## (2) 企画展の実施

企画展については、以下のとおり業務を行うこと。

### ア 開催期間

令和7年11月19日（水）～同年12月26日（金）

### イ 会場

会場はおきなわ工芸の杜 2階展示室（豊見城市）とする。

### ウ 入場料

無料

### エ 会場の設営・撤去

工芸の杜にて会場の設営、及び撤去を行うこと。

### オ 歴史パネルの作成

戦前から戦後復興、現代にいたるまでの本県伝統工芸産業の歴史を、各工芸産地（15産地）ごとに収集・整理し、それぞれ来場者に向けた展示用のパネルを作成すること。

### カ 歴史監修委員会の設置、及び開催

歴史パネルの作成においては、歴史監修委員会を設置し、監修を受けること。委員会は3回以上開催すること、また、委員の選定については、本県伝統工芸産業の歴史に精通する有識者（工芸産地組合理事長、学識経験者、行政機関等）とし、県と協議のうえ決定すること。

### キ 産地企画会議の開催

工芸産地組合（15産地）と、展示内容等の企画に関する調整会議を企画展開始までに2回以上開催すること。なお、開催方式は離島の組合を考慮し、対面とZOOMのハイブリット方式とすること。

### ク 工芸品の借用

各工芸産地組合やその他関連団体等より、各工芸品や製作に用いられる道具等を借用し展示すること。なお、展示品の選定は県と協議のうえ決定し、数量については本県工芸産地組合よりそれぞれ10点程度（15産地組合）、計150点程度とすること。

### ケ 展示方法

企画提案による。

提案には、会場レイアウトや展示内容を含め、広く一般の方の興味を引く具体的な企画内容、及びガラスケース等を使用した、展示品の汚損・破損を防ぐ方法もあわせて記載すること。

### コ 作品監視員の配置

展示品の監視、及び展示品に関する簡単な説明を行う監視員を2人配置すること。なお、監視員の選定については県と協議するとともに、可能な限り工芸に関わりのある者とすること。

- サ 保険手続きに関すること  
会期中の偶発的事故に備え、「施設賠償保険」等、適切な保険への加入手続き及び保険料の負担、支払を行うこと。
  - シ その他  
企画展の開催にかかる各種調整、運営、管理、旅費や謝金、会議の会場費を含めた支払い等の一切は受託者で行うこと。
- (3) 企画展における開会セレモニー、及びステージイベントの開催  
企画提案による。本事業の目的を達成するため、以下の要件を取り入れること。
- ア 実施日  
令和7年11月19日（水）午前
  - イ 会場  
会場はおきなわ工芸の杜（豊見城市）2階エントランスホールとする。
  - ウ 知事挨拶  
開会セレモニーの次第には知事挨拶を組み入れること。なお、知事の挨拶文作成、及びスケジュール調整は県にて行う。
  - エ ステージイベントの実施  
本県工芸品に精通する著名人（美ら島沖縄大使、タレント、有識者等）を招聘し、トークショー等のステージイベントを開催すること。
  - オ 開会セレモニー・ステージイベントの内容  
企画提案による。広く一般の来場者の興味を引くよう工夫すること。
- (4) 広報物の製作  
本業務の目的を達成するため、広報物を製作すること。  
製作にかかる各種調整、手続、支払い等の一切は受託者で行うこと。
- ア 告知用ポスター  
企画提案による。企画展、セレモニー、イベントの告知用ポスターを500部製作すること。  
デザインについては県との協議による。
  - イ 告知用チラシ  
企画提案による。企画展、セレモニー、イベントの告知用チラシを10,000部製作すること。  
デザインについては県との協議による。
  - ウ 会場配布用リーフレット  
企画提案による。会場にて配布する来場者向けの案内用リーフレットを10,000部製作すること。  
デザインについては県との協議による。
  - エ 広報物への体験コーナー及び工芸の解説講座の告知掲載  
本企画展内における体験コーナー及び工芸の解説講座について、当該委託業務受託事業者と適宜情報連携し、開催内容やスケジュール等を製作する広報物に

掲載すること。

(5) 広報活動の実施

本業務の目的を達成するため、広報活動を実施すること。

広報活動にかかる各種調整、支払い等の一切は受託者で行うこと。

ア SNS 広告 を活用した情報発信

企画提案による。Facebook、Instagram、X（旧 Twitter）等、幅広く実施すること。

イ 新聞・ラジオ広告を活用した情報発信

企画提案による。県内主要新聞、県内 FM・AM ラジオを活用し広報を実施すること。

ウ おきなわ工芸の杜 HP を活用した情報発信

おきなわ工芸の杜の HP にて広報を実施すること。なお、広報の方法、内容については県、受託者、及び工芸の杜指定管理者の三者で協議すること。

エ ポスター・チラシの配布

県が指定した送付先に告知用ポスター及び告知用チラシを配布すること。  
なお、配布先は 100~200 か所以内を予定。

オ 体験コーナー及び工芸の解説講座開催に係る広報活動

(6) 事業推進会議の開催

ア 事業推進会議の設置・運営

事業を効果的に推進するため、県や有識者、産地組合理事長を構成員とした会議を開催すること。

イ 会議については2カ月に1回以上開催すること。

(7) 業務内容等に関する進捗状況報告及び打ち合わせ

ア 業務内容や進捗状況等に関する報告をメール等により月に1回行うとともに、打ち合わせ（オンライン可）を原則として月1回実施すること。

## 6 経費の積算

経費の区分等は以下の通りとする。

(1) 直接人件費

(2) 直接経費（会場・設営費、謝金、旅費、広報、保険、需用費、役務費等）

(3) 一般管理費（（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100 以内とする。）

※一般管理費は、委託業務を行うために必要な経費のうち、当該業務に要した経費として特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費で、具体的には、役職員の手当、管理部門等の管理経費、事務所の家賃、光熱水費、回線使用料、汎用文具等に要する経費で、一定の負担が生じている経費として計上するものである。  
※再委託費等は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同企業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者委任ま

たは準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

#### (4) 消費税

### 7 著作権

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

### 8 委託業務の経理等

- (1) 委託業務が完了したときは、実績報告書を提出すること。
- (2) 当該委託業務に係るすべての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要であること。また、支出額、支出内容について完了検査時に厳正に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払ができない場合があること。
- (3) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。
- (4) 委託費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- (5) 委託費の支払いについては、委託業務完了後に提出する実績報告に基づき支払うべき委託費の額を確定し、精算払いを行うものであること。
- (6) 委託業務を実施する場合、原則、財産（備品等）の取得は認めないものとする。

### 9 再委託について

#### (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

#### (2) 契約の主たる部分

契約書第6条の第2項の規定に基づく「契約の主たる部分」は以下のとおりとする。

ア 契約額の50%以上を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

契約の主たる部分についてはその履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

#### (3) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(4) 再委託の承認

受託者は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を県に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせる時はこの限りではない。

ア 事業の特性に鑑み、あらかじめ県が書面により承認した業務

イ 簡易な業務(資料の収集、整理、複写、印刷、製本、原稿・データの入力及び集計、その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの)

## 10 その他

- (1) 業務完了時に実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。
- (2) 県が別途委託契約をする、産地組合による体験コーナー及び工芸解説講座の受託者と連携し、一体の展示会として運営すること。
- (3) この仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合は、受託者と委託者の双方が協議して定める。
- (4) 成果報告書等、県に提出する印刷物等については、著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。